

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）寺井地区）計画を変更することについて令和3年12月23日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和4年1月6日から同月26日まで縦覧に供する。

令和4年1月4日

香川県知事 浜 田 恵 造